

高砂市休業要請外中小事業者経営継続支援補助金の基本的な支給対象事業者  
(但し対象とならない事業者もあります)

対象施設一覧

2 基本的に休業要請を行っていない施設 ※適切な感染防止対策の協力を要請

(1) 社会生活を維持する上で必要な施設

カテゴリー	対象	休業要請	備考
医療施設 (※)	病院	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請  ※有資格者が治療を行うものに限る
	診療所	対象外	
	歯科	対象外	
	薬局・薬店・ドラッグストア	対象外	
	鍼灸・マッサージ	対象外	
	接骨院	対象外	
	整体院	対象外	
	柔道整復	対象外	
生活必需物資販売施設	卸売市場	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請  ※移動販売店舗を含む
	食料品売場 (※)	対象外	
	コンビニエンスストア	対象外	
	百貨店 (生活必需品売場)	対象外	
	スーパーマーケット	対象外	
	ホームセンター (生活必需品売場)	対象外	
	ショッピングモール (生活必需品売場)	対象外	
	ガソリンスタンド	対象外	
	靴屋	対象外	
	衣料品店	対象外	
	寝具小売業	対象外	
	かばん・袋物小売業	対象外	
	下着類小物売業	対象外	
	雑貨屋	対象外	
	文房具屋	対象外	
	酒屋	対象外	
	本屋 (古本屋を除く)	対象外	
	自転車屋	対象外	
	家電販売店	対象外	
	園芸用品店	対象外	
	鍵屋	対象外	
	家具屋	対象外	
	建具小売業	対象外	
	畳小売業	対象外	
	宗教用具小売業	対象外	
	金物・荒物小売業	対象外	
	陶磁器・ガラス器小売業	対象外	
	化粧品小売業	対象外	
	新聞小売業	対象外	
	楽器小売業	対象外	
	写真機・写真材料小売業	対象外	
	時計・眼鏡・光学機械小売業	対象外	
たばこ・喫煙具専門小売業	対象外		
建築材料小売業	対象外		
自動車 (二輪自動車含む) 販売店、カー用品店	対象外		
花屋	対象外		
食事提供施設	飲食店	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請、営業時間短縮の協力を要請  ※営業時間については、午前5時から午後8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請 (宅配・テイクアウトを除く)
	料理店	対象外	
	喫茶店	対象外	
	和菓子・洋菓子店	対象外	
	居酒屋	対象外	

住宅・宿泊施設	ホテル（集会の用に供する部分を除く）（*）	対象外	<b>【要請の内容】</b> 適切な感染防止対策の協力を要請  <b>*【行楽を主目的とする宿泊事業に供する宿泊施設（ホテル、旅館等又は民泊）】</b> <b>大型連休期間（R2.4/29～5/6）における休業の協力依頼施設の追加</b>  <b>特措法施行令第11条第1項に規定する施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（＝休業要請）の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼</b>
	カプセルホテル（*）	対象外	
	旅館（集会の用に供する部分を除く）（*）	対象外	
	民泊（*）	対象外	
	共同住宅	対象外	
	寄宿舍	対象外	
	下宿	対象外	
交通機関等	バス	対象外	<b>【要請の内容】</b> 適切な感染防止対策の協力を要請
	タクシー	対象外	
	レンタカー	対象外	
	電車	対象外	
	船舶	対象外	
	航空機	対象外	
	物流サービス（宅配等含む）	対象外	
工場等	工場	対象外	<b>【要請の内容】</b> 適切な感染防止対策の協力を要請
	作業場	対象外	
金融機関・官公署等	銀行	対象外	<b>【要請の内容】</b> 適切な感染防止対策の協力を要請
	消費者金融	対象外	
	証券取引所	対象外	
	証券会社	対象外	
	保険代理店	対象外	
	官公署	対象外	
	各種事務所	対象外	
生活必需サービスを提供する店舗等	理髪店	対象外	<b>【要請の内容】</b> 適切な感染防止対策の協力を要請  ※物価統制令の対象となるもの
	美容院	対象外	
	銭湯（公衆浴場）（※）	対象外	
	郵便局	対象外	
	メディア	対象外	
	貸衣裳屋	対象外	
	不動産屋	対象外	
	結婚式場（貸衣装含む）（披露宴会場は休止要請対象）	対象外	
	葬儀場・火葬場	対象外	
	質屋	対象外	
	獣医	対象外	
	修理店（時計、靴、洋服等）	対象外	
	ランドリー	対象外	
	クリーニング店（取次店含む）	対象外	
	ごみ処理関係	対象外	
	神社	対象外	
	寺院	対象外	
教会	対象外		

## (2) 社会福祉施設等

カテゴリー	対象	休業要請	備考
社会福祉施設等 (※)	保育所等（幼保連携型認定こども園を含む）	対象外	【要請の内容】 必要な保育等を確保した上で適切な感染防止 対策の協力を要請 ※通所又は短期間の入所の利用者について は、家庭での対応が可能な限り、利用の自粛 を要請
	放課後児童クラブ（学童保育）	対象外	
	障がい児通所支援事業所	対象外	
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※通所又は短期間の入所の利用者について は、家庭での対応が可能な限り、利用の自粛 を要請
	婦人保護施設	対象外	
	その他の社会福祉施設	対象外	